

鳥取市交通安全対策協議会鳥取地区会美保南支部規約

(名 称)

第1条 この会は、鳥取市交通安全対策協議会鳥取地区会美保南支部（以下「美保南支部」という。）と称する。

(組 織)

第2条 美保南支部は、以下に掲げる者及び関係機関等をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる者
- (2) 美保南地区町内会で選出された町区交通安全推進員
- (3) 鳥取警察署雲山交番、吉成駐在所及び叶駐在所
- (4) 幹事会が推薦する地区委員

(事 務 局)

第3条 美保南支部の事務局は、美保南地区公民館内に置く。

(目 的)

第4条 美保南地区における交通の円滑と安全に関する諸問題について連絡・協議し、その対策を推進する。

(事 業)

第5条 美保南支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全運動の実施に関すること
- (2) 交通事故防止意識の普及・啓発に関すること
- (3) 交通事故防止対策に係る調査・研究に関すること
- (4) 交通安全教育及び交通道德の向上に関すること
- (5) 交通安全施設の整備に関すること
- (6) 車両運転者、児童・生徒等に対する指導、協力要請に関すること
- (7) 関係機関との連携に関すること
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役 員)

第6条 美保南支部に次の役員を置く。

- (1) 支 部 長 1 名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 事務局員 若干名
- (5) 幹 事 若干名
- (6) 監 事 2 名

(役員の任務)

第 7 条 支部長は、美保南支部を代表し会務を統括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、本会の会務及び会計を総理する。

4 事務局員は、事務局長を補佐し、業務を推進する。

5 幹事は、本会の事業の企画・実施について参画し、会務を推進する。

6 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残余期間とする。

(役員の選出)

第 9 条 事務局員を除く役員は、幹事会で選出し総会で承認する。

2 事務局員は、幹事の中から支部長が指名する。

(会 議)

第 10 条 会議は、総会及び幹事会とする。

2 会議は、支部長が招集し、議長を務める。

(総 会)

第 11 条 総会は、年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 事業計画及び予算の承認

(3) 事業報告及び決算の認定

(4) 役員の承認

(5) その他総会が必要と認める事項

(幹 事 会)

第 12 条 幹事会は、支部長、副支部長、事務局長、事務局員及び幹事で構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会より委任を受けた事項

(3) その他幹事会で必要と認めた事項

(会 計 年 度)

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(経 費)

第 14 条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は、総会の議決を得て別に定める。

(そ の 他)

第 15 条 この規約に定めのない事項は、幹事会で別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 2 0 年 1 2 月 6 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 2 3 年 2 月 2 4 日から交付し、平成 2 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 3 この規約は、平成 2 4 年 3 月 4 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 2 5 年 2 月 1 1 日から交付し、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表・第 2 条第 1 号委員

- ・美保南地区区長会会長、副会長
- ・一般法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会美保南支部支部長、副支部長、事務長及び会計
- ・美保南地区青少年育成協議会会長
- ・美保南地区子ども会育成協議会会長
- ・美保南小学校育友会会長
- ・美保南老人クラブ新生会会長
- ・身体障害者福祉協会美保南支部支部長
- ・美保南地区公民館館長
- ・鳥取市立美保南小学校校長
- ・鳥取第四幼稚園園長
- ・のぞみ保育園園長
- ・鳥取市交通安全指導員美保南地区委員
- ・県公安委員会交通安全活動推進員美保南地区委員